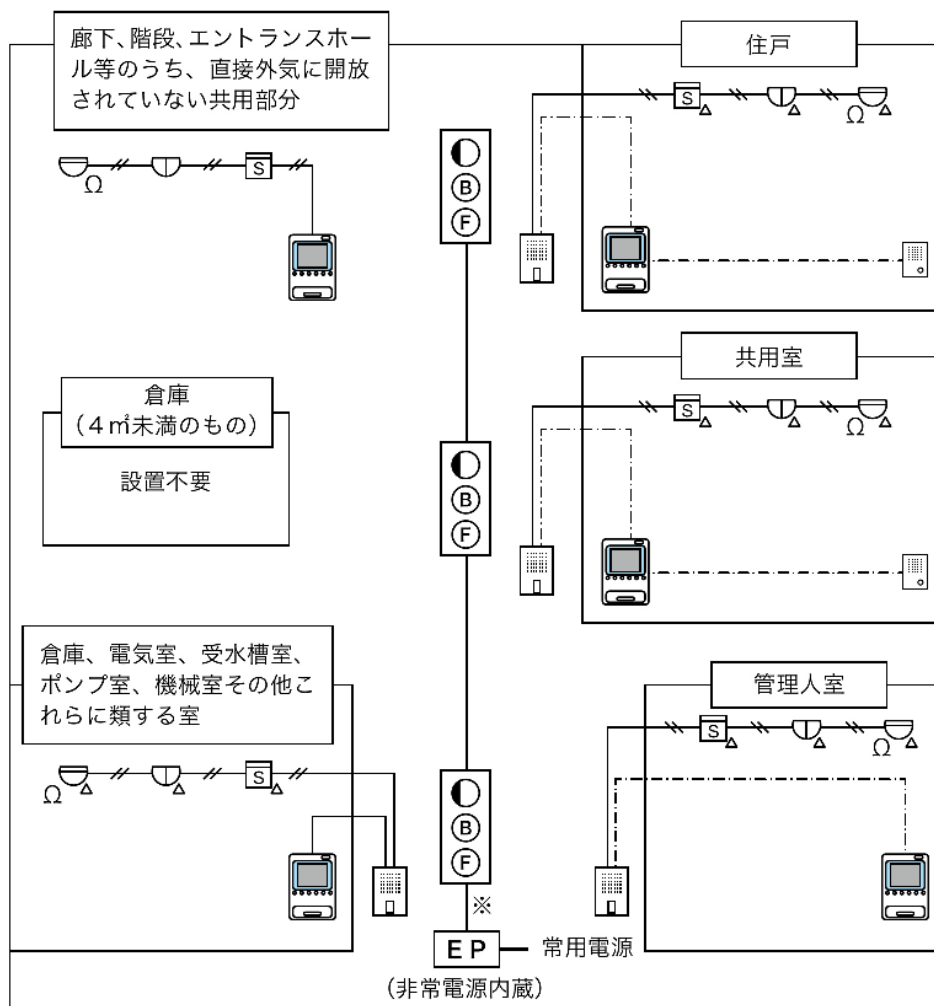


第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

1 主な構成（第 10－1 図参照）



凡例

	住戸用受信機		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	戸外表示器（中継器内蔵）		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	補助音響装置		終端抵抗
	差動式スポット型感知器		起動装置
	定温式スポット型感知器 (防水型)		音響装置
	光電式スポット型感知器		表示灯
	差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)		操作部

備考：表示灯、警報装置（※）は、各 15 個以下

第10－1 図

2 住戸用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号及び 19 号告示第 3 の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域

警戒区域は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号イ及びロ並びに 19 号告示第 3 第 1 号の規定によるほか、次によること。

ア 警戒区域の面積の算出

警戒区域の面積の算出は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 2 (1) を準用すること。

イ 警戒区域の設定

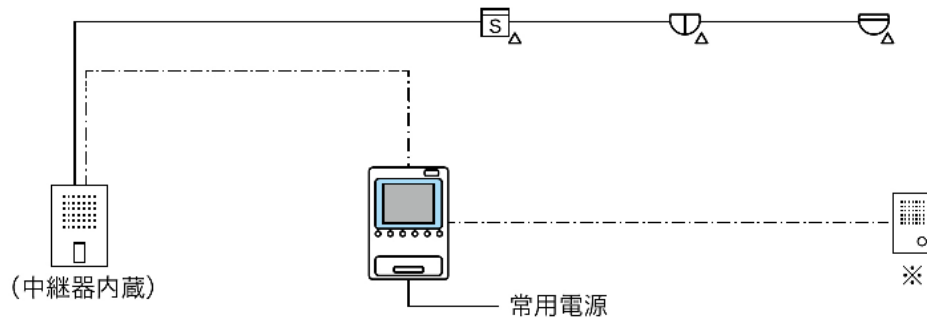
警戒区域の設定は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 2 (2) ウを準用すること。

(2) 住戸用受信機

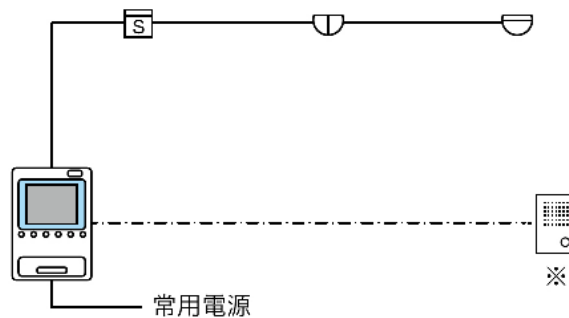
住戸用受信機は、19 号告示第 3 第 5 号の規定によるほか、次によること。

ア 主な構成例(第 10－2 図参照)

(住戸等に設ける場合) ○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



(共用部分に設ける場合)



凡例

	住戸用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考：補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

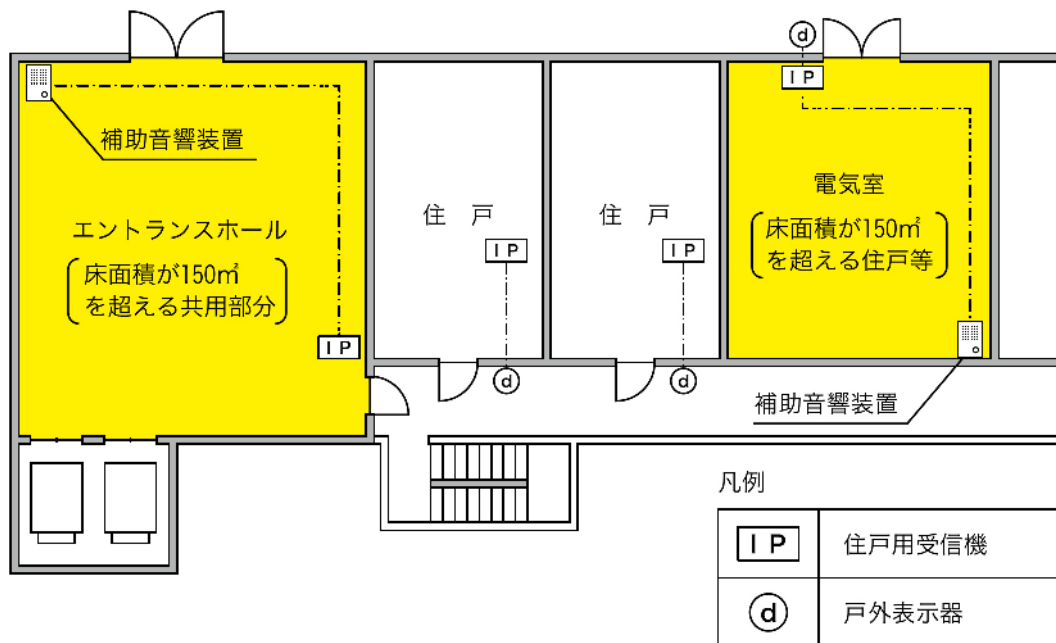
第10－2図

第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

イ 設置場所

設置場所は、19 号告示第 3 第 5 号(1)の規定によるほか、次によること。

- (ア) 19 号告示第 3 第 5 号(1)において準用する省令第 24 条の 2 第 1 号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、明石市消防用設備等に関する審査基準第 10 自動火災報知設備 4 (1)エ (自立型を除く。)を準用すること。
- (イ) 19 号告示第 3 第 5 号(2)の規定により「住戸等及び共用部分で床面積が 150 m²を超えるものに設けないこと」とされているが、床面積 150 m²を超える住戸等及び共用部分に補助音響装置 (住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。)を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、政令第 32 条の規定を適用して、住戸用受信機を設けることができる。(第 10-3 図参照)



第10-3図

ウ 機器

機器は、19 号告示第 3 第 5 号において準用する省令第 24 条第 2 号イ及びロの規定によるほか、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 3 (2)を準用すること。

エ 常用電源

常用電源は、19 号告示第 3 第 6 号の規定によるほか、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 3 (4) (イを除く。)を準用すること。

(3) 感知器

感知器は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ハ及び 19 号告示第 3 第 2 号の規定によるほか、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 5 ((2)を除く。)を準用すること。

(4) 中継器

中継器は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 6 ((4)及び(5)を除く。)を準用すること。

第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

(5) 音声警報装置

音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）は、19 号告示第 3 第 7 号の規定によるほか、次によること。

ア 住戸用受信機の主音響装置が、19 号告示第 3 第 7 号(3)に適合するものである場合、当該住戸等及び共用部分に設ける音声警報装置に該当するものであること。

イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

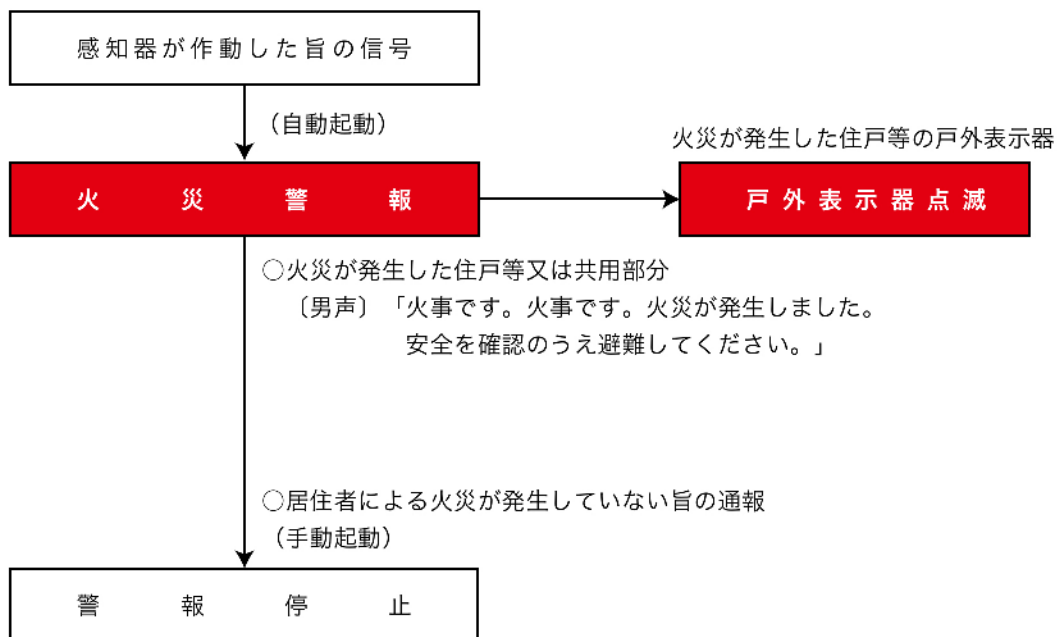
ウ 19 号告示第 3 第 7 号(2)の規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸等や床面積が 150 m²を超える住戸等及び共用部分をいう。

したがって、当該部分に補助音響装置を設置する必要があること。

エ 音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」
(男声)

オ 音声警報装置の機能は、第 10－4 図の例によること。



第10－4 図

カ 19 号告示第 3 第 7 号(4)に規定する音声警報を発する区域は、第 10－1 表の区分によること。

第 10－1 表

火災発生場所 表	音声警報を発する区域	音声警報装置
住 戸 等	当該住戸等に設置された感知器から 発せられた火災信号を受信した住戸 用受信機の警戒区域及び当該住戸等 に面する共用部分	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合） 戸外表示器
共用部分	当該共用部分に設置された感知器から 発せられた火災信号を受信した住 戸用受信機の警戒区域	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合）

(6) 音響警報装置

音響警報装置は、19 号告示第 3 第 8 号の規定によるほか、次によること。

ア 音響警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

声

イ 音響警報装置は、19 号告示第 3 第 8 号の規定において前第 7 号規定する「有効に音

警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」は、前(5)ウを準用すること。

ウ 音響警報音のシグナルは、非常警報設備告示第 4 第 3 号(2)の規定によるほか、次の例又はこれに準ずるものとする。

第 1 シグナル (ピンポン、ピンポン、ピンポン)

+

第 2 シグナル (ビューツ、ビューツ、ビューツ (スイープ音))

繰

(以降繰り返し。ただし、住戸用受信機に予備電源を設置した場合は、10 分間以上の繰り返し。)

(7) 配線

配線は、19 号告示第 3 第 4 号の規定において準用する省令第 24 第 1 号 (チを除く。)及び第 5 号の 2 ハの規定によるほか、次によること。

備

ア 電線の種類及び太さは、明石市消防用設備等に関する審査基準第 10 自動火災報知設

10(1)を準用すること。

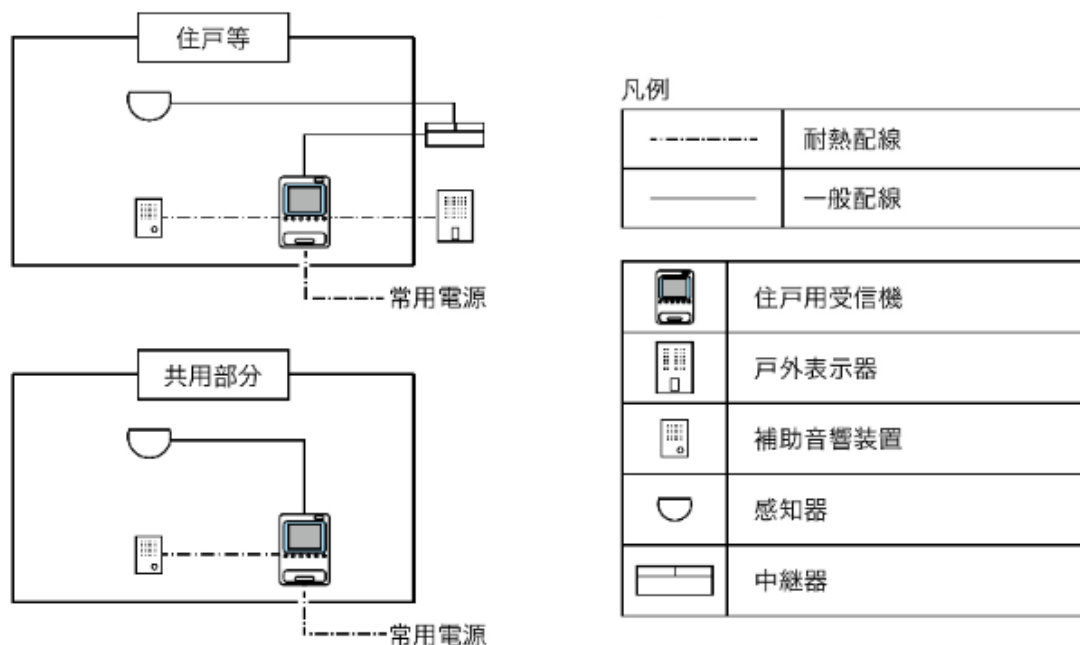
イ 電源から住戸用受信機までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、次によること。(第 10-5 図参照)

(ア) 電源から住戸用受信機までの配線

耐熱配線を使用すること。

(イ) 住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線

耐熱配線を使用すること。



第10-5図

(8) 戸外表示器

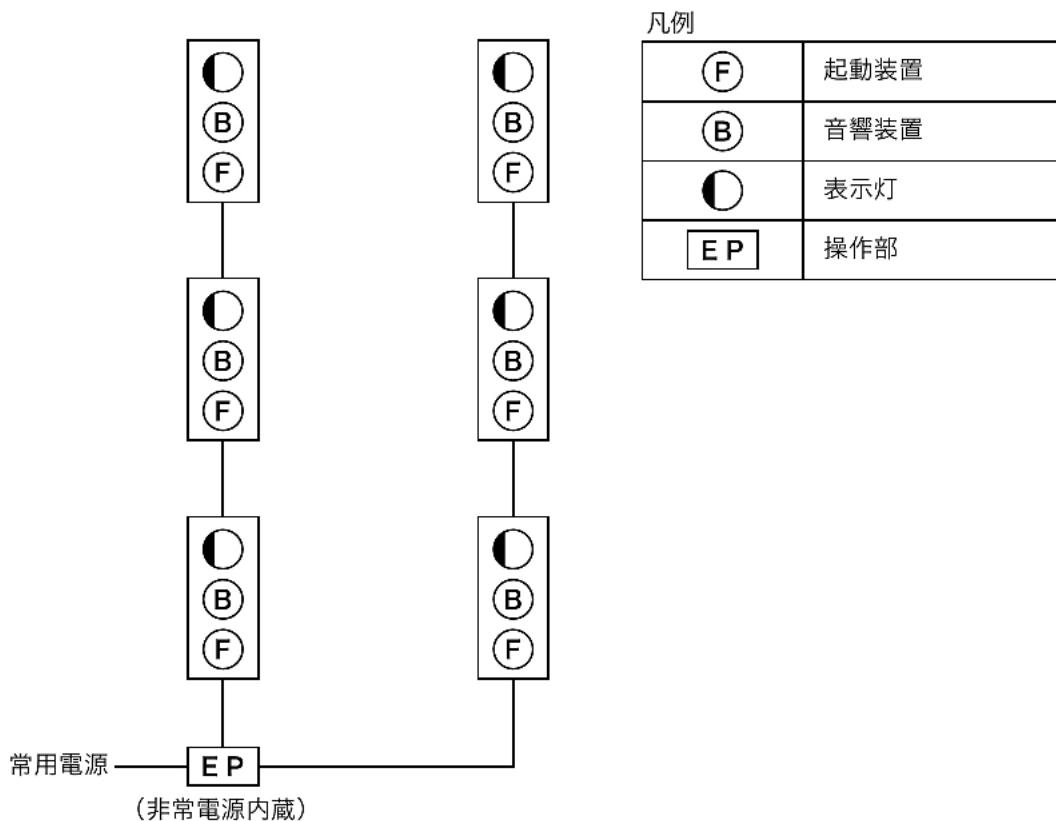
戸外表示器は、19 号告示第 3 第 9 号及び 20 号告示の規定によるほか、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 9 を準用すること。

- (9) 共用室の中又は共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内に音声警報装置の設置が必要と認められる場合であっても、明石市消防用設備等に関する審査基準第 3 スプリンクラー設備 7 (9) エ(ア)及び(ウ)に掲げる条件を満たすもの、又は、(イ)及び(エ)に掲げる条件を満たすものについては、政令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととすることができる。

3 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備は、省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ホ及びへ並びに 19 号告示第 4 第の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成 (第 10-6 図)



第10-6図

(2) 設置場所

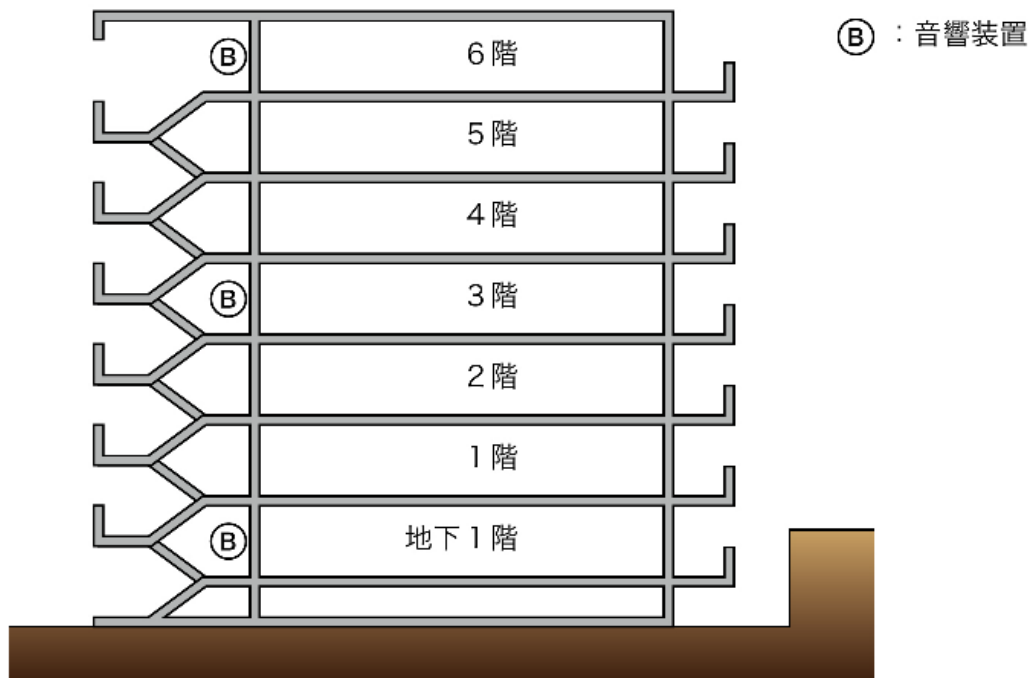
省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から 5 m 以上離れた部分が該当するものであること。

(3) 機器

- ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする
こと。
- イ 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護
措置を施すこと。
- (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
(ウ) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

(4) 起動装置

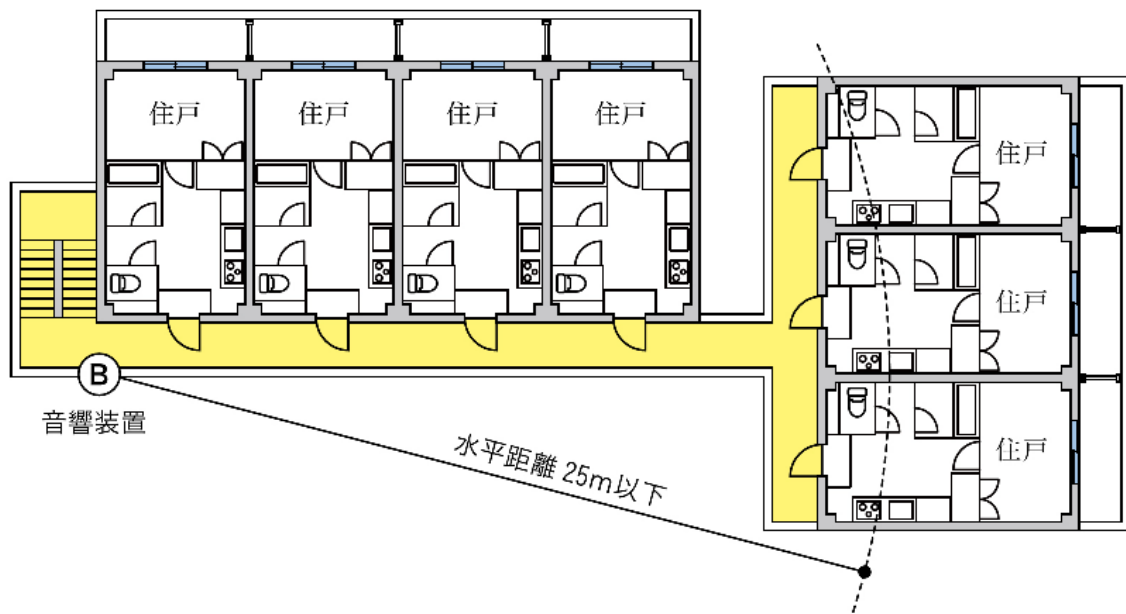
- 起動装置は、19 号告示第 4 第 2 号によるほか、次によること。
- ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- イ 19 号告示第 4 第 2 号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段
から 5 m 以内の廊下又は踊場の位置をいうものであること。
- ウ 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、
当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに
設けること。（第 10－7 図参照）



第10－7図

(5) 音響装置

- 音響装置は、19 号告示第 4 第 1 号によるほか、次によること。
- ア 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。
- イ 障害を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- ウ 19 号告示第 4 第 1 号(3)に「廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離 25m 以
下となるように設けること」と規定されていることから、住戸等の部分は含まれないも
のであること。（第 10－8 図参照）



第10－8図

エ 階段室型特定共同住宅等にあつては、19 号告示第 4 第 1 (4) の規定によるほか、階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに設けること。

(6) 表示灯

表示灯は、19 号告示第 4 第 2 号において準用する省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の規定によるほか、明石市消防用設備等に関する審査基準第 14 非常警報設備 1 (6) を準用すること。

(7) 操作部

操作部は、19 号告示第 4 第 3 号の規定によるほか、次によること。

ア 明石市消防用設備等に関する審査基準第 14 非常警報設備 1 (7) (ア(ア)を除く。)を準用すること。

イ 19 号告示第 4 第 3 号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること」は、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 9 (1) を準用すること。

(8) 非常電源、配線等

非常電源及び配線等は、第 19 号告示第 4 第 4 号及び第 5 号において準用する省令第 25 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 5 号の規定によるほか、明石市消防用設備等に関する審査基準第 14 非常警報設備 1 (9) を準用すること。

第 10 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

4 政令第 21 条に規定する自動火災報知設備による代替設置

政令第 21 条に規定する自動火災報知設備を次に適合するように設けた場合は、共用部分及び住戸以外の住戸等の住戸用受信機並びに共同住宅用非常警報を設けないことができる。

- (1) 住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び住戸以外の住戸等に設ける感知器について、防災センター等に政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続した場合
- (2) 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、政令第 21 条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置及び表示灯を 19 号告示第 4 の規定に準じて設置した場合

5 住戸利用施設

省令第 40 号第 2 条の規定により、特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合は、次によること。

- (1) 省令 40 号第 3 条第 3 項第 4 号ニに規定する「当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、第 9 共同住宅用自動火災報知設備 11(1)を準用すること。
- (2) 住戸利用施設の全ての居室には、省令第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。